

さっぽろグローバルスポーツコミッション
『ウインタースポーツファン拡大に向けた国際大会におけるアンケート調査業務』
仕様書

1 実施主体

さっぽろグローバルスポーツコミッション
(事務局／公益財団法人札幌国際プラザ)

2 業務名

『ウインタースポーツファン拡大に向けた国際大会におけるアンケート調査業務』

3 業務の目的

札幌・北海道の特徴を生かした冬季競技の国際大会の開催は、ウインタースポーツシティとして世界へアピールが可能で、集客交流を促進するための重要な施策である。

国際大会を通じて、さらなるウインタースポーツファンを増やし、集客交流の好循環を生み出すため、観戦者に対し観戦動機や観戦する上での課題などを調査・分析し、今後の大会運営に生かすものとする。

また、将来を見据えたファン層の拡大に向けて、校外学習の一環として観戦予定の中・高校生に対してもアンケート調査を実施する。

4 業務委託期間

契約締結の日から平成 29 年 3 月 31 日まで

5 業務委託費用の上限額

総額 3, 0 0 0, 0 0 0 円 (消費税額を含む) を上限とする。

6 業務の内容

(1) 「2017 冬季アジア札幌大会」における観客アンケート調査

平成 29 年 2 月 19 日から 2 月 26 日まで開催される「2017 冬季アジア札幌大会」において、開会式、各種競技の観覧・観戦者に対しアンケート調査を実施する。アンケート実施競技数は、5 競技 11 種別を調査する。

アンケートは、観戦者の負担にならない簡便かつ効果的な方法で実施する。

(2) 「2017 冬季アジア札幌大会」期間中における街中アンケート調査

平成 29 年 2 月 19 日から 2 月 26 日まで開催される「2017 冬季アジア札幌大会」期間中において、札幌駅前通地下歩行空間にて開催される大会イベントの会場にてアンケート調査を実施する。(うち 1 日)

(3) 「石屋製菓 2017 IPC ノルディックスキーワールドカップ札幌大会」における観客アンケート調査

平成 29 年 3 月 18 日から 3 月 22 日まで開催される「石屋製菓 2017 IPC ノルディックスキーワールドカップ札幌大会」において、各競技(2 競技)の観戦者に対しアンケート調査を実施する。

アンケートは、観戦者の負担にならない簡便かつ効果的な方法で実施する。

(4) 「石屋製菓 2017 IPC ノルディックスキーワールドカップ札幌大会」における中・高校生観戦者のアンケート調査

平成 29 年 3 月 18 日から 3 月 22 日まで開催される「石屋製菓 2017 IPC ノルディックスキーワールドカップ札幌大会」において、校外学習の一環として観戦予定の中・高校生(約 640 名)に対してアンケート調査を実施する。(4 回を予定)

アンケートは、中・高校生が回答しやすい簡便かつ効果的な方法で実施する。

(5) 「石屋製菓 2017 IPC ノルディックスキーワールドカップ札幌大会」期間中における街中アンケート調査

平成 29 年 3 月 18 日から 3 月 22 日まで開催される「石屋製菓 2017 IPC ノルディックスキーワールドカップ札幌大会」において、札幌駅前通地下歩行空間にて開催される大会表彰式などイベントの会場にてアンケート調査を実施する。(うち 1 日)

(6) 上記(1)～(5)の分析と報告書の作成

実施したアンケート調査について分析し、図表を用いたわかりやすい報告書を作成する。

(7) アンケート内容

以下の大項目を中心に、ファンを拡大するため、大会観戦者に対するアンケートについては、現状の観戦上の問題点、継続して観戦に来なくなるためには何が必要か、などが浮き彫りになるような項目と質問をそれぞれ考案する。

また、街中アンケートについては、観戦の有無、観戦に至らない理由など、今後の観戦に繋げるためには何が必要かを浮き彫りになるような項目と質問をそれぞれ考案する。

なお、項目と質問内容については、コミッションと十分な協議のうえ決定する。

《基本項目～観戦者向け～》

「大会情報」…入手経路、入手したい場合の希望

「観戦動機」…なぜ観戦するに至ったか

「会場アクセス」…方法、不満点、改善点、希望

「観戦して満足したこと」…満足・感動した部分、人に薦めたい部分

- 「観戦する上での課題」…不満点、改善点、希望
- 「属性」 など
- 《基本項目～街中～》
- 「大会情報」…知っている方は入手経路など、なぜ知らないか
- 「観戦動機」…観戦していない方→なぜ観戦しないか
- 「会場について」
- 「観戦したい競技」
- 「観戦するためには」…希望
- 「属性」 など

(8) アンケートサンプル数及び回答者に対するノベルティ

各アンケートサンプル数については、1種別、100名以上を基本とし、統計上必要な範囲の数において受託者で提案する。なお、(4)の観戦した中・高校生については、観戦者全員を対象とする。

アンケート回答者にノベルティグッズを渡すものとする。グッズの内容・金額は受託者において提案する。

7 スケジュール

| 日程 | 内容 |
|-----------|--|
| 2月1日 | 契約締結、委託業務開始。 |
| 2月19日～26日 | 2017 冬季アジア札幌大会における調査実施 |
| 3月18日～22日 | 石屋製菓 2017 IPC ノルディックスキーワールドカップ札幌大会における調査実施 |
| ～年3月31日 | 報告書作成～提出～事業完了 |

8 関係法令の遵守

受託者は業務の遂行にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

9 秘密の保持

本業務の遂行にあたり、知り得た情報については、本契約の履行期間及び履行後においては業務上知り得た個人情報を含む全ての情報を第三者に漏らしてはならない。データの取り扱いについても同様である。

また、秘密保持及びデータの取り扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

10 打ち合わせ等

受託者は、業務等を適正かつ円滑に実施するため、コミッションと常に密接な連絡を取り、十分な打ち合わせを行うこと。

また、受託者は業務の実施にあたり仕様書等に疑義を生じた場合は、発注

者と協議のうえ実施するものとする。

11 特記事項

- (1) 本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、コミッション及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 本業務履行に当たり、コミッションは、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (3) コミッション又はコミッションの関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめコミッションの承諾を得たものについては、この限りではない。
- (4) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利）に規定する権利を コミッションに無償で譲渡するものとする。
コミッションは、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (6) 本委託業務の成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつコミッションに何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (7) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱留意事項」に基づき、適切な措置を講じること。
- (8) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特にコミッションがやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

12 成果物の提出など

アンケート調査・分析事業の成果物（報告書）の提出については、平成 29 年 3 月 31 日までに下記を納入すること。

- (1) 報告書データ
電磁的記録情報一式（CD-ROM 又は DVD-ROM など）： 2 部
- (2) 報告書印刷物
20 部

以 上

【別記】個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

以 上